

令和5年度 園務の平準化支援事業補助の募集について

1 補助内容

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要となる費用の一部を助成します。

！ 注意 ！

- 配置初年度に係る経費のみが補助対象となります。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることはできません。
- 公定価格算定に含まれている教職員等、人員配置に係る他の補助制度により支援を受けている人員は対象外です。
- 配置する補助員等は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や、教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするともに、園長や担任教員等との連携の下、子どもを安心・安全に育む業務体制を構築することが条件となります。

2 補助対象事業者

施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

3 補助対象経費

登園時等の業務負荷が大きい時間帯における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

！ 注意 ！

今回の募集では、

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間についてかかる経費で
- 令和5年度に新たに補助員等を配置するために必要となる経費

についてのみ、補助に申請できます。

4 補助対象経費の上限・補助金額

(1) 補助対象経費：1施設あたり 225 千円まで

(2) 補助金額：補助対象経費の1/2

※補助対象経費が20万円の場合、補助金額は補助対象経費の1/2、つまり、10万円